

# 提案書

平成 19 年 9 月 7 日

総務省情報通信政策局地上放送課 殿

住所：〒105-0011

東京都港区芝公園 4 - 4 - 7

東京タワー芝公園スタジオビル 7 階

社団法人 デジタルラジオ推進協会

理事長 かめぶち あきのぶ 亀 淵 昭 信

担当者

電話：

電子メールアドレス

以下の通り、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して、今後検討が必要と思われる課題について提案を提出します。

なお、最後 6 ページに提案要旨を添えてあります。

デジタルラジオ推進協会（以下 DRP）は、2003 年 10 月より、省令に基づく標準方式を用い、超短波放送の枠組みの中で、地上デジタル音声放送の実用化試験放送を実施している。

これまで 4 年に及ぶ実用化試験放送の実施を通し、携帯キャリアや JEITA との連携により、ARIB 運用規程の整備を進めると共に、実端末によるユーザーの反応を考慮し、各種放送サービスの充実とビジネス展開を図ってきた。

これまでの各種調査や反応を考慮すると、地上放送、特に携帯端末でも受信できる機能を持つ放送メディアは、災害報道など公共的情報提供が重要であると認識する。そのためにも、通常時の番組提供を安定して実施すると共に、番組内容に対する信頼性の確立が必須である。

DRP は、これら、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス」の一つの具体的な放送サービスを 4 年近く実施してきた立場で、また、すでに 100 万台以上のデジタルラジオ受信端末が普及し、放送の継続性、ユーザー保護の観点から、以下の意見を述べる。

## 【1】制度分野

通信ネットワークの高速化に伴い、多種多様なコンテンツが、携帯電話を含む、通信経由で入手できる環境が整ってきた。

一方、放送は、放送波が安定して受信できるだけでなく、番組内容に関する責任性を有することで、広く国民に支持され、発展してきた。

「通信と放送が融合した時代」とするが、免許主体（免許人）がコンテンツの責任性、署名性をどこまで持つかにより、その役割は今後とも異なると認識する。

今回の「携帯端末向けマルチメディア放送サービス」においても、放送番組の編集権、責任性は重視する必要がある。

### （1）免許形態

#### （課題1）

ソフト・ハード一致か、分離して受委託制度の導入か、またプラットフォーム形態とするか、検討する必要がある。

#### （意見）

これらについては、放送が、放送インフラと番組内容の両方に責任を有する必要があること、より多くの事業者が参画できる環境を整えること、災害時にも安定した放送を確保するためにも、プラットフォーム型免許形態はなじまないと考えている。

また、地上放送であるため、放送インフラ構築に際し、事業的判断が必要となり、多様な事業形態を確保するためにも、ソフト・ハード一致型の免許形態が望ましいと考える。

#### （課題2）

県域（広域）免許か全国免許かについても検討をする必要がある。

#### （意見）

地上放送であること、国民にとって地域に根ざしたより詳細な情報が求められること、地域の安心・安全情報を提供するメディアとすべきであること等を考慮すると、地域ごとに異なる番組提供を可能とする制度が望ましい。

### （2）放送制度について

#### （課題）

現行の制度で可能か、あらたな制度整備が必要かを検討する必要がある。

(意見)

サービス面からみると、簡易動画、静止画などの映像と音声に加え、各種データサービス等新しいサービスが可能であることが必要である。

デジタルラジオ放送の実用化試験放送を実施しているDRPは、「超短波放送」の範囲の中で、これらサービスを実現しており、すでに技術規格や運用規定も整備されている。

なお、今後、放送波を用いたダウンロードなど、新たなサービスに適用させるため、技術仕様、制度の検討は必要と考える。

## 【2】技術分野

放送方式の技術仕様については、安価な受信機の製造・販売を促すためにも、各方面から広く意見を取り入れ、公開の場で統一した技術仕様の策定を進めることが必須である。

### (1) 技術方式の要件

(課題)

適用すべき技術方式は1方式とするか、複数とするか検討する必要がある。

(意見)

地上波を用いた移動体・携帯向け放送メディアは、災害時にも安定した情報提供が求められるだけでなく、より多くの事業者が参画でき、独立した編成や番組構成が可能となることが望まれる。

今回の「携帯端末向けマルチメディア放送サービス」は、移動体・携帯端末においても安定した受信を確保するだけでなく、多様な事業形態を確保し、より多くの事業者が参画でき、さらに、VHF帯の帯域幅に柔軟に対応できることが必須となる。

放送は、統一した技術方式によりすべての受信機で等しく受信できることを原則とし、多様な受信機の製造販売を促進し、経済波及効果を確保することが望ましい。また、標準化された規格の中で、放送サービスと受信機の連携により受信機独自の商品性を高める枠組みを用意することも考慮する必要がある。

これらの要求条件を踏まえ、デジタル放送の技術仕様については、電気通信技術審議会(現：情報通信審議会)の場で、日本の放送事情や電波伝搬特性にあわせ、各種伝送実験や技術検討を経て、既に標準方式が定められている。また、これに基づく置局条件についても同審議会より答申がなされている。

## (2) 技術方式について

### (課題)

技術方式はどのような方式が適しているか検討する必要がある。

### (意見)

日本は、既に地上デジタルテレビジョン放送（ワンセグを含む）方式として、「ISDB-T」が、また移動体・携帯向けにも対応した地上デジタル音声放送方式として「ISDB-T<sub>SB</sub>」が標準方式として採用されている。

ISDB-T<sub>SB</sub>は、多様な事業形態を確保するだけでなく、任意の周波数帯域幅に対応するとともに、連結送信の技術により周波数有効利用にも寄与でき、セグメントごとに独立したTSを構成できることから、多くの事業者が独立した編成権を持って参画することが可能である。

また、既に1000万台以上の普及を見せている「ワンセグ」と技術的共用化が図られており、安価な受信機の設計製造にも寄与できる。

世界の地上デジタル放送方式を見ても、日本の地上デジタルテレビジョン放送とは異なる技術方式を用いるDAB、メディアフローなどとは異なり、地上デジタルテレビジョンと共通性を図ったISDB-T<sub>SB</sub>は、周波数利用効率が高く、安価な共用受信機の設計製造を可能とするなど優れた方式であり、この技術方式を世界にアピールし、国際競争力強化を図る観点からも、日本の標準方式ISDB-T<sub>SB</sub>を広く普及させていくことが肝要と考える。

DRPは、ISDB-T<sub>SB</sub>による実用化試験放送を通じて、音声、データ、動画など、各種マルチメディアサービスを実施しており、既に100万台以上の受信端末が普及している。日本の送受信機器メーカーに対しても、方式は定着している。

今回、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス」に適した技術方式として、別の方式を採用しようとした場合、

- ・ 当時の電気通信技術審議会の審議に加え、新たな要件の整理
- ・ ISDB-T<sub>SB</sub>で新たな要件が満足できるかどうかの確認
- ・ 新たな放送方式で、これまでの要件が満足できるかどうかの整理が必要となる。

また、複数方式を并存させる場合、

- ・ 安価な受信機の製造・販売
- ・ 一方のみ受信できる端末が出た場合の受信者の利便性確保を検討する必要がある。

### 【3】ビジネスモデル分野

#### (1) 放送のあり方

##### (課題)

放送の公共性とビジネスの両立を検討する必要がある。

##### (意見)

携帯端末でも受信できる機能を持つ放送メディアは、災害報道など公共的情報提供が重要である。

これら情報の提供に際しては、無料で受信できることを基本とすべきである。また、災害時に有益な情報を提供するためにも、通常時の番組提供に際しても、無料で受信できるものが多く含まれることが必要である。

一方、良質な番組を放送し、放送の送出・送信設備を構築、維持管理するためにも、デジタル放送の特長を生かした対価的なコンテンツの提供や、新たな広告モデルを実施することが必要である。

携帯端末や、パソコンなど、通信への接続環境が整うなかで、放送と通信を連携させ、通信経由の事業モデルも実現可能と考える。

### 【4】その他

DRPは、2003年10月から地上デジタル音声放送の実用化試験放送を実施しており、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス」の具体的な放送サービスとして、デジタル音声に加え簡易動画、静止画などの映像と、各種データサービス及びダウンロードサービス等の新しいサービスを既に実施している。

実用化試験放送は、2011年7月までとされているが、数社のメーカーから携帯端末及びパソコン向け受信機が市販されており、既に受信端末も100万台以上普及している。ユーザー保護及び放送の信頼性確保のためにも、デジタルラジオの継続性を確保することが必須である。

今回の、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス」についても、現在の技術方式により十分対応可能であることを考慮し、全国のチャンネルプランや、免許方針の策定などの環境整備を行い、現在の受信者保護や、放送の継続性の観点から、テレビがデジタル化される2011年から速やかに本放送が実施できるよう要請する。また現在実用化試験放送を実施しているVHF7chについて、受信者保護の観点から暫定措置を講じるなど十分な配慮を希望する。

## 「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関する課題

### 提案要旨

(社) デジタルラジオ推進協会

2007年9月7日

#### 1. 制度分野

(課題) ソフト・ハード一致か、受委託制度の導入か、プラットフォーム形態か。

(意見) 放送が、放送インフラと番組内容の両方に責任を有することや、放送インフラ構築に際し、事業的判断が必要となることを考慮し、ソフト・ハード一致型の免許形態が望ましいと考える。

(課題) 県域(広域)免許か全国免許か。

(意見) 地上放送が国民にとって地域に根ざしたより詳細な情報が求められることから、地域ごとに異なる番組提供を可能とする制度が望まれる。

(課題) 現行の放送制度で可能か、新たな制度整備は必要か。

(意見) デジタルラジオ実用化試験放送は現行「超短波放送」の中で各種サービスを実施している。今後の新サービスに適用するための制度の検討は必要。

#### 2. 技術分野

(課題) 技術方式は1とするか複数とするか。

(意見) 技術方式は、放送が、すべての受信機で等しく受信できることを原則とし、多様な受信機の製造販売を促進してきたことを考慮すれば、統一した仕様が必要である。また、適用する技術方式については、情報通信審議会で審議し、日本の標準方式として規定されているISDB-T<sub>SB</sub>が適している。

#### 3. ビジネスモデル分野

(課題) 公共性とビジネスの両立の検討。

(意見) 放送事業を行うにあたっては、災害報道や公共的情報提供が重要であり、これらを含め通常番組については無料で受信できることが基本。一方デジタル放送の特徴を生かした対価的なコンテンツの提供や新たな広告モデルの実施も必要。

#### 4. その他

DRPは、2003年10月から地上デジタル音声放送の実用化試験放送を実施しており、テレビがデジタル化される2011年から速やかに本放送が実施できるとともに、現在実用化試験放送を実施しているVHF7chについて受信者保護の観点から暫定措置を講じるなど十分な配慮を希望する。